

質問に対する回答書(旧清水斎場活用事業)

令和 7 年 5 月 12 日

No.	ページ・項目番号等	質問事項	回答
1	募集要項 P6	建物内部の残地物は撤去してもらえるのか	提案いただいた活用範囲について、市が備品・消耗品等の残置物を撤去する予定です。 棚・空調機器・照明器具等については、現状有姿で引き渡す予定です。 なお、上記の整理を前提に、詳細については、契約締結前に現地確認の上、双方協議により決定することとします。
2	募集要項 P21	現状建物は大規模修繕は必要ないのか	現時点で大規模修繕は予定していません。 建物の保全に必要な修繕等は、必要に応じて実施します。 なお、修繕等に関する費用負担については、募集要項 P21 をご確認ください。
3		耐震問題ないか？	建物の耐震性能について、東海地震に対する建築物の耐震性能ランクとして、ランクⅠa(※)にランク付けしているため、耐震性能に問題はありません。 ※耐震性能が優れている建物。軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。

4	募集要項 P24(15)	調査の報告書の提出は必ず必要なのか。 また、その期間や売上まで毎月行うのか。	本事業は、公共の施設を活用することから、市は活用状況(利用者数・売上・費用等)の確認を行うこととしています。 報告の方法、内容、頻度等については、提案いただいた事業に応じて、市と協議し、決定することとします。
5	募集要項 P6	敷地内に新規で建物を建てられるか。 旧火葬場があったところに、●は建てられるか。	建築物の用途等により用途地域に応じた関係法令上の制限がかかります。 建築基準法、都市計画法、静岡市風致地区条例等、関係法令への適合について、市担当部局(建築安全推進課、開発審査課、緑地政策課など)への確認を行ってください。 関係法令に適合する場合には、新たな建物を建てるのが可能です。

※提案内容に関する事項は、市において「●」に差し替えています。